

第5回AFEE会員総会

日時：2019年10月27日（日）16:00～

場所：東京・西新宿 貸し会議室

1. 活動報告（別紙）
2. 会計報告（別紙）
3. 人事案承認
 - **新人事**
 - ・ 編集長：坂井崇俊(現)（副編集長兼務）
 - ・ 編集長補佐 兼 会計担当者：榊原大輔(現)
 - ・ 編集委員：しがないPG(現)、よしたまさのり(現)、うどんのでんすけ(現)、中谷基志(現)、はる(再)、
近藤顕彦(新)
 - ・ ナビゲーター：萌生めぐみ(現)
4. 著作権法改正についてのパブコメ（別紙）承認
5. 活動方針
 - ・ 意見書・声明を積極的に出す件
 - ・ コミケでの街頭演説をAFEE単独主催で超党派性を持たせる件
 - ・ 会員の拡大に努める件
6. 「表現の自由」が分かる資料

活動報告（前回会員総会以降）

■ AFE ちゃんねる（16 回）

毎月第 2 月曜日 21:00～

■ パブコム・意見書等（12 件）

- 2018/12/01 【意見書】「出版倫理コード」の導入の取り下げについて
- 2018/12/03 【パブコム】デジタル・プラットフォームのあり方
- 2018/12/29 【公開質問】毎日新聞に対する児童ポルノの定義に関する公開質問
- 2019/01/06 【パブコム】文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ
- 2019/01/14 【公開質問】毎日新聞への児童ポルノの定義に関する公開再質問
- 2019/02/10 【パブコム】東京都のヘイトスピーチによる施設の利用制限
- 2019/03/10 【声明】DL 違法化範囲拡大などの著作権法改正について
- 2019/03/29 【パブコム】国連子どもの権利委員会
- 2019/05/14 【パブコム】「アクセス抑止方策に係る検討の論点」について
- 2019/05/30 【パブコム】アニメ業界における下請適正取引等の推進のガイドライン
- 2019/08/30 【声明】コンビニ各社からの「成人向け雑誌」撤去について
- 2019/10/30 【パブコム】「侵害コンテンツのダウンロード違法化等

■ 参加イベント（15 出展、新刊 3 冊、コミケ街宣 10 日）

- 2018/06/17 サンクリ 2018 Summer
- 2018/08/12 コミックマーケット 94※ 【AFEE マガジン vol9】
- 2018/08/19 コミティア 125
- 2018/11/04 サンクリ 2018 Autumn
- 2018/11/25 コミティア 126
文学フリマ
- 2018/12/31 コミックマーケット 95※ 【AFEE マガジン vol10】
- 2019/02/17 コミティア 127
- 2019/03/10 サンクリ 2019 Spring
- 2019/04/29 コミック 1 ☆15
- 2019/05/04 資料性博覧会 DX
- 2019/05/06 文学フリマ
- 2019/05/12 コミティア 128
- 2019/08/11 コミックマーケット 96※ 【AFEE マガジン vol11】
- 2019/08/25 コミティア 129

※街頭演説も実施

■ 役員会

2018 年（6 月以降）17 回、2019 年（本日まで）17 回、計 34 回

会計報告

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018結果	前期比	説明	9月まで
収入									
会員登録	0	116,110	76,124	38,718	9,496	27,280	17,784		93,560
寄附	10,000	882,764	195,884	144,900	109,452	134,547	25,095		1,149,778
グッズ売上	0	147,606	307,344	567,168	346,272	376,586	30,314	AFEEマガジンなど	428,569
その他	0	3,532	4,567	75	1,513	1,306	▲ 207	銀行利息など	5,150
合計	10,000	1,150,012	583,919	750,861	466,733	539,719	72,986		1,677,057
支出									
サイバー	8,230	20,475	13,400	24,600	29,154	16,243	▲ 12,911	HPサーバー代など	0
イベント	0	82,839	69,580	60,300	95,222	94,741	▲ 481	イベント参加費など	59,320
グッズ原価	0	196,153	157,148	214,825	191,920	221,242	29,322	AFEEマガジン印刷費など	203,803
宣伝広告	7,090	129,947	114,830	120,710	122,984	128,200	5,216	AFEEチラシ印刷費など	0
交通費	0	78,148	98,680	36,360	5,000	72,410	67,410	コミケボランテニア向けなど	15,000
その他	0	45,911	940	3,748	13,532	74,286	60,754	外部会議室代	95,246
合計	15,320	553,473	454,578	460,543	457,812	607,122	149,310		373,369
損益	▲ 5,320	596,539	129,341	290,318	8,921	▲ 67,403	▲ 76,324		1,303,688
資産残高	▲ 5,320	591,219	720,560	1,010,878	1,019,799	952,396	▲ 67,403		

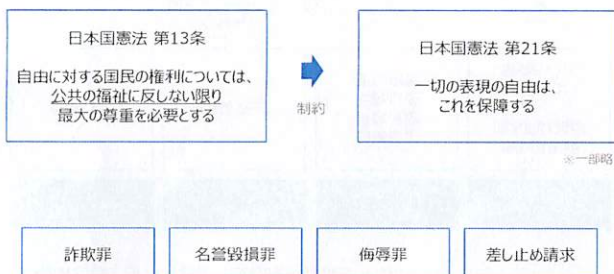
表現の自由とは

Ver 0.1
2019年10月27日
エンターテインメント表現の自由の会

Copyright 2014 AFEE エンターテインメント表現の自由の会

表現の自由は絶対なのか

- 表現の自由は絶対的な権利ではなく、公共の福祉の制約を受ける



Copyright 2019 AFEE エンターテインメント表現の自由の会

表現の自由侵害の類型

- 表現の自由の侵害には様々な類型がある

誰が制約	何を制約	なぜ制約
流通業者 SNSプラットフォーム	マンガ	青少年健全育成
出版社	アニメ	児童ポルノ (児童保護)
表現者自身	ゲーム	著作権保護
広義の行政 (法律・条例)	その他表現	犯罪誘発
国連・条約		わいせつ物頒布

Copyright 2019 AFEE エンターテインメント表現の自由の会

最近の表現の自由を巡る議論

- 最近でも表現の自由を巡り様々な議論がなされている

あいち トリエンナーレ	「表現の不自由展」で少女像や昭和天皇を扱った映像作品などを含む作品が展示され、安全維持の為に一時中断された。また、文化庁による補助金の内定が取り消された
宇崎ちゃん 献血ポスター	日本赤十字社がコミック「宇崎ちゃんは遊びたい」の宇崎ちゃんをキャラクターとして使い、大きな胸が強調されたポスターが、「女性をもの扱っている」と議論になる
はたらくるま 増版中止	幼児向け乗り物図鑑「はたらくるま」に戦車が掲載。不適切として講談社が増版を中止した

Copyright 2019 AFEE エンターテインメント表現の自由の会

AFEEの理念

- AFEEは前文と3つの基本原則の理念を持つ

前文	「AFEE（エーフィー）エンターテインメント表現の自由の会」は表現の自由を主張しつつ、マンガ・アニメ・ゲームなどエンターテインメントの全てのジャンルにおいて、わたしたち消費者の権利・利益を守る活動をする団体です。
① 消費者 団体	エンターテインメントの単なる受け手としての消費者ではなく、モノをいう消費者（読者・視聴者・ユーザーなど）として、エンターテインメント消費者の権利・利益が守られる社会をめざします。そのために、表現の自由に関する調査・研究や消費者のための情報提供・意見発信を行います。
② 表現の 結果責任	いっさいの表現規制に「表現の自由」「情報アクセスの自由」「通信の秘密」の立場から反対します。他人の人権を侵害する表現は、その結果に対して責任が伴うべきであり、表現の発信及び受信行為そのものを制限するべきではありません。
③ 青少年の 自由	青少年を一律の保護の対象としてだけでなく、発達に応じて権利の主体として捉え、青少年の自由を最大限に尊重できるよう各種啓発、支援を進めていきます。特に青少年のエンターテインメントに触れたり、意見を発信したり、表現したい気持ちを歓迎し、積極的にその権利を守っていきます。

Copyright 2019 AFEE エンターテインメント表現の自由の会

表現の自由を制約する理由

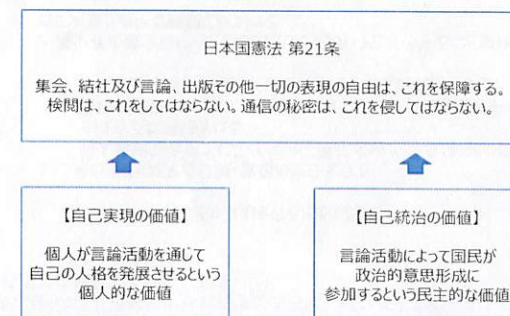
- 表現を制約する理由には大きく以下の5つが挙げられる

青少年健全育成	青少年が健全に育成するためには、「不健全」なコンテンツを見せるべきでないとの主張
児童ポルノ (児童保護)	児童の人権を守るためコンテンツ制限が必要との主張。ただし、非実在キャラクターについては、人権が存在しないため議論がある
著作権保護	二次創作などオリジナルコンテンツを改変して新たな創作物を創作することによる著作者の権利保護
犯罪誘発	メディアの影響は大きく、受け手に対して、直接的、即効的な影響を及ぼすため、コンテンツが犯罪を誘発するという主張
わいせつ物頒布	法律の意味でわいせつ物の定義に当たらないものであっても、それを公共の場で表現することは「見たくない権利」を侵害するとの主張

Copyright 2019 AFEE エンターテインメント表現の自由の会

憲法21条の表現の自由

- 日本国憲法21条により表現の自由は保障される



Copyright 2019 AFEE エンターテインメント表現の自由の会

AFEEの概要

概要	正式名 : エンターテインメント表現の自由の会 略称 : AFEE (エーフィー) (Association for Freedom of Entertainment Expression) 設立 : 2013年8月 編集長 : 坂井崇俊 名誉顧問 : 山田太郎 (参議院議員) E-mail : afeejp@gmail.com URL : http://afee.jp/
活動内容	同人誌 (AFEEマガジン) の発行 (年2回) 同人誌即売会での同人誌頒布 (年15回程度) コミケ会場での街頭演説 (年6日) AFEEちゃんねる (毎月第2月曜日21:00~)

Copyright 2019 AFEE エンターテインメント表現の自由の会

児童ポルノと表現の自由

- AFEEの立場としては、実在する児童が性的虐待被害者となることは絶対に避けなければならないが、実在しないキャラクターの性表現は制限されるべきではないと考える

	日本	諸外国
実在する児童	児童ポルノ禁止法により製造・所持等が禁止	ほとんどの国で製造・所持等が禁止
実在しない児童 (マンガキャラクター等)	日本では禁止されていない 限界事例は実在の写真からCGで作った場合	国や地域によって禁止されている国と禁止されていない国がある

Copyright 2019 AFEE エンターテインメント表現の自由の会



側面での青少年保護

- 青少年保護という観点では「児童ポルノ」「青少年健全育成」の二つの観点で見る必要がある



著作権と同人誌の関係

- 最近の商業作家は同人誌の出身者が増えており、「コミックマーケットは（創作の）ゆりかご」と呼ばれている

二次創作同人誌	商業的に流通しているオリジナル作品のキャラクターを用いて、新たなストーリーを作り上げた同人誌。同人誌とは同人（同好の士）が、資金を出し作成する同人雑誌の略語。AFEEでも年に2回AFEEマガジンを発行している	
コミックマーケット	コミックマーケット準備会が主催する世界最大の同人誌即売会。夏と冬に年二回各3~4日間開催される。サークル参加が3.5万ペース。一般参加者は60万人程度。2019年末の開催が97回目	
著作権非報告罪化	TPPなどでは著作権の非報告罪化が議論された。二次創作同人誌には著作権的にグレーな作品も多く、非報告罪化されることで、サークル同士の差し合いが懸念された。最終的には海賊版のみ非報告罪化された	

青少年健全育成条例

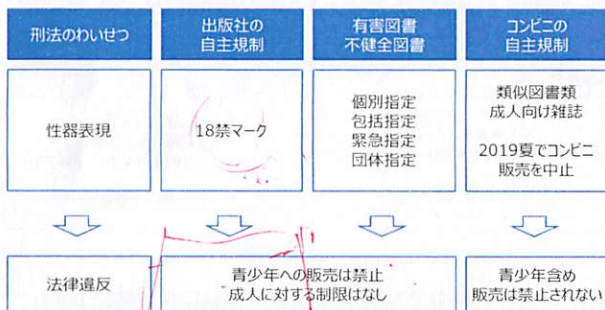
- 長野県を除く46都道府県では青少年健全育成条例で有害図書（不健全図書）指定された書籍は区分陳列され、青少年に対する販売が禁止される

東京都の条例	<ul style="list-style-type: none"> 一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの 二 漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
--------	---

※ 青少年に対する有害図書指定を国レベルで規制する法律はない
 ※ 結果的にネット上での有害図書指定はされていない
 ※ 図書以外にゲーム等を指定する府県もある

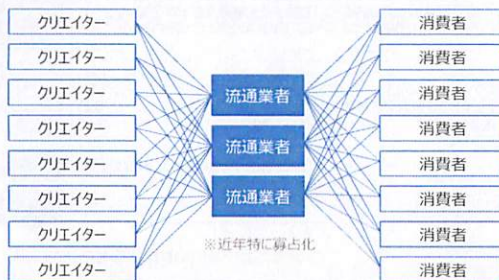
刑法175条と有害図書

- 一般論として左から右に「工口度」は減少する



流通業者による表現規制

- 流通業者が寡占化することで、流通業者がコンテンツを制限することで消費者の選択肢は制限される
- AmazonやDMM（FANZA）が流通させない本などは実際に存在する



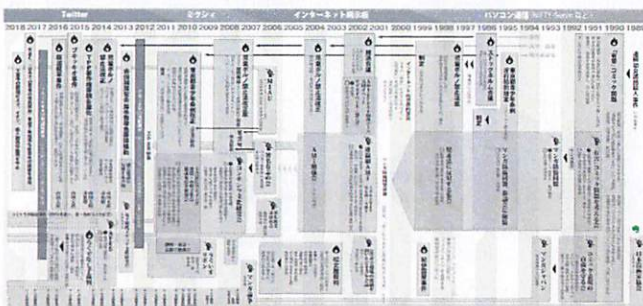
行政の表現の自由に対するかかわり方（一部編集長私見）

- 行政はコンテンツの内容を評価するべきではないと考えます。
- 仮に評価する必要がある場合は、専門家に評価を任せざるべきであると考えます。

原則	行政に表現の自由があるわけではない 一般に検閲は行政による表現の発表前に禁止することとされる
議論のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政は個別のコンテンツを評価（好評価・悪評価）することは許されるのか ✓ 行政による文化振興はどのように行うべきなのか ✓ 一度決定した補助、表現した表現を取り消すことはできるのか ✓ 行政が持つ施設における表現内容は規制されるのか

「反表現規制運動」の歴史と見取り図

- 近年の反表現規制の歴史は幼女連続殺人事件（宮崎勤事件）でのオタクバッシングに反対するものがスタート



AFEEの理念（再掲）

- AFEEは前文と3つの基本原則の理念を持つ

前文	「AFEE（エーフィー）エンターテインメント表現の自由の会」は表現の自由を主張しつつ、マンガ・アニメ・ゲームなどエンターテインメントの全てのジャンルにおいて、わたしたち消費者の権利・利益を守る活動をする団体です。
消費者団体	エンターテインメントの単なる受け手としての消費者ではなく、モノをいう消費者（読者・視聴者・ユーザーなど）として、エンターテインメント消費者の権利・利益が守られる社会をめざします。そのために、表現の自由に関する調査・研究や消費者のための情報提供・意見発信を行います。
表現の結果責任	いつさいの表現規制に「表現の自由」「情報アクセスの自由」「通信の秘密」の立場から反対します。他人の人格を侵害する表現は、その結果に対して責任が伴うべきであり、表現の発信及び受信行為そのものを制限するべきではありません。
青少年の自由	青少年を一律の保護の対象としてだけでなく、発達に応じて権利の主体として捉え、青少年の自由を最大限に尊重できるように各種啓発、支援を進めていきます。特に青少年のエンターテインメントに触れたり、意見を発信したり、表現したい気持ちを歓迎し、積極的にその権利を守っていきます。

表現の自由を守るための約束

- 現職議員の方、選挙に出られる予定の方は、ぜひ「表現の自由を守るための約束」に賛同をお願いします

表現の自由を守るための約束	<ol style="list-style-type: none"> 公共の施設などでの表現・言論の自由を守る <ul style="list-style-type: none"> 同人誌即売会やコスプレイベント、展示会等の開催/参加の自由を守るよう働きかける 表現の内容についての、好悪感情などに影響された過度な干渉、妨害行為について毅然とした態度を取るよう働きかける 青少年の健全育成などを理由にしたマンガ・アニメ・ゲームなど創作物に対する過度な規制に反対する
---------------	---

<https://afee.jp/senkyo/>

著作権法改正（ダウンロード違法化等）についてのパブコメ

1. 基本的な考え方

（1）「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させた形で、侵害コンテンツのダウンロード違法化（対象となる著作物を音楽・映像から著作物全般に拡大することをいう。以下同じ。）を行うことについて、どのように考えますか。①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

- ① 賛成
- ② どちらかという賛成
- ③ どちらかという反対
- ④ 反対
- ⑤ 分からない

未回答

【3(1)に記載】

1(1)を未回答とした理由

本来は、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させることは必要である。しかしながら、今回の著作権法の改正は実効的な対策でないことから、未回答とした。

現に海賊版の公衆送信（送信可能化）が行われている（行われていた）サイトにおいて、マンガをダウンロードさせているサイトはほとんど存在しない。文化庁はダウンロードを違法化するのであれば、ダウンロードが海賊版被害を拡大しているとの立法事実を提示するべきである。既に審議会で提示された被害額についても算出根拠が曖昧で、ストリーミングを含んだ数字であることにも留意が必要である。

また、リーチサイトも海外にあるサーバーの場合の実効性については疑問が残ることから、ダウンロード違法化およびリーチサイト規制による海賊版対策への実効性は乏しいと判断する。

付言すれば、本問が本パブコメの最初に提示されることで、②を選択せざるを得ないことによって、あたかも本法案（ダウンロード違法化およびリーチサイト規制）の推進が、パブコメの全体結果への賛成と取られかねないような統計処理が行われることを危惧する。

2. 懸念事項及び要件設定

（1）侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことによる懸念事項として、下記（i）～（vii）のそれぞれについて懸念される程度を、①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。その他、懸念事項があれば（viii）に記入して下さい。

(i) インターネット上に掲載されたコンテンツは、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのか判断が難しいものが多いため、ダウンロードを控えることになる。

① とても懸念される

- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

【2 (1) viii に記載】

仮に、故意のみを違法とする規定を置いたとしても、「著作物の寛容的利用*」により現在の著作物の利用において暫定的均衡が保たれているとの前提に立つのであれば、前回の著作権法の改正案はその均衡を破ることになる。このことは、実際に処罰される、されないではなく、著作物の利用の萎縮に対する影響が非常に大きい。

*ここで、「著作物の寛容的利用」とは、実際には権利者が権利行使しないことを利用者が信じている状況で、利用者がある程度公正な範囲内で利用することができることを指している

(ii) 重要な情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、違法画像等（例：SNSのアイコン）が入り込むことが、違法になる。

① とても懸念される

- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

【2 (1) viii に記載】

DL 違法化の範囲から除外すべきであり、「原作をそのまま」「まるごと」といった要件を付与するべきである。

(iii) 漫画の1コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物の違法引用がされている場合の当該論文のダウンロードなど、ごく一部の軽微なダウンロードでも違法になる。

① とても懸念される

- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

【2 (1) viii に記載】

DL 違法化の範囲から除外すべきであり、「原本をそのまま」「まるごと」といった要件を付与するべきである。

(iv) 原作者の許諾を得ずに創作された二次創作・パロディのダウンロードが、違法になる。

① とても懸念される

- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

【2 (1) viii に記載】

二次創作やパロディのダウンロードについては、前回の法案上除外されているという認識であるが、引き続き本件については、国民に分かり易く告知するべきである。その際、あたかも二次創作やパロディが現行の著作権法上違法であるという前提での説明は避けるべきである

(v) 無料で提供されているコンテンツ（例：無料で配布・配信されている雑誌、漫画、ネット記事）が違法にアップロードされている場合に、そのダウンロードが違法になる。

① とても懸念される

- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

【2 (1) viii に記載】

有償・無償の区別ではなく「権利者の利益を不当に害しない」などの要件とし、特に権利者が権利を主張しないものについては、その対象外とするべきである。そもそも、権利者の利益を不当に害しない行為を罰すること自体が、保護すべき法益に照らし、規制を掛けることに十分な理由がないと考える。

(vi) 権利者がアップロードを問題視していない（黙認している）場合でも、ダウンロードが違法になる。

① とても懸念される

- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

【2 (1) viii に記載】

「権利者の利益を不当に害しない」などを要件とし、特に権利者が権利を主張しないものについては、その対象外とするべきである。そもそも、権利者の利益を不当に害しない行為を罰すること自体が、保護すべき法益に照らし、規制を掛けることに十分な理由がないと考える。

(vii) 権利者により濫用的な権利行使がされる可能性や、刑事罰の規定の運用が不当に拡大される可能性がある。

① とても懸念される

② どちらかという懸念される

③ あまり懸念されない

④ 全く懸念されない

⑤ 分からない

【2 (1) viii に記載】

主観要件で要件を限定する手法は、「一般的に日本において、刑事事件上、故意は認められやすい」などの主張もあり、主観要件で限定する場合は、確定的故意または、ダウンロードによって再度販売や拡散するといった目的にする目的犯に限定するなどが必要である。また、主観要件で限定した場合には、当該ダウンロード対象の一部に違法なものが含まれていた場合、全部のダウンロードを諦めなければならないということも忘れてはならない

「違法とはするが、運用上実際には罪に問わない」というような、萎縮を目的としたシグナリングを求めて立法することは、後の世において警察権力がそれを「法文通りに」適用することで、万人を恣意的に逮捕・処罰することを可能にする。このような未来の危険は現在において「そのような危険はない」と断じることができない。何が違法であり何がそうでないかを詳細に法文として定めないことは罪刑法定主義に違反する。

(2) 上記の懸念などを踏まえ、具体的にどのような要件・内容とすることが望ましいと考えますか。下記 (i) 及びその回答に応じた (ii) ~ (vi) の回答欄に記入して下さい。

(i) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する文化庁当初案 (添付 1 ~ 3 参照) について、どのように考えますか。①~⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

① 適切である (文化庁当初案のままで良い)

② 適法となる対象が広い (文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき)

③ 違法となる対象が狭い (文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき)

④ 具体的な要件の適否は分からないが、バランスの取れた内容とすべき (政府における検討に委ねる)

⑤ 要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきでない

(ii) ~ (vi) 回答不要のため略

(vi) (i) で⑤を選択した場合、その理由を教えてください。

【2 (1) viii に記載】

現に海賊版の公衆送信 (送信可能化) が行われている (行われていた) サイト「漫画村」「AniTube」「MioMio」等において、マンガをダウンロードさせているサイトはほとんど存在しない。また、サイバーロッカーを用いたマンガのダウンロードについてもその被害が報告されているが、その実態はまだ解明されたとは言いがたい。つまり、今回のダウンロード違法化範囲拡大は実効性が極めて乏しいと言え、立法事実がないと言わざるを得ない。少なくとも、今回議論を再開するに当たっては、再度、立法事実となる数字 (マンガだけでなく、論文やプログラムについての対象と含めるのであれば

それも)をきちんと検証することからはじめるべきである。さらに、既に述べたように、警察権力による大衆への恣意的な捜査が可能になり、誤ったシグナルを与えるなど一般のインターネットの利用を極めて萎縮させる効果が大きい。そのため、要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化は行うべきでない

3. その他

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、上記のほかに御意見があれば、記入して下さい。

【2 (1) viii に記載】

仮に著作権法を改正するにしても以下のような要件による限定をするべきである（再掲もあり、以下は予備的な主張であることに留意）

- 対象を著作物全体ではなく、マンガに限定すべき
 - 刑事的な手続きをはじめる前に、事前の警告を与えるなどしてもなお、反復して行為が行われる場合に刑事手続きを進めるべき（途中でやめた場合も、当然、民事的な責任を免れる訳ではない）
 - 当初の映画／音楽と同様に刑事罰を付加しないようにすべき
 - 研究目的や裁判上の証拠収集など正当な理由があった場合は、違法化の対象から排除すべき
- シグナリング効果を目的として立法することは、警察による恣意的な捜査が行われるようになるばかりか、一般的に「運が悪い」「たまたま」といったメッセージを伝えることにもなりかねず、同目的での立法は行うべきでない

(2) リーチサイト対策に関して御意見があれば、記入して下さい。

前回のパブコメでも記載の通り、ハイパーリンクはインターネットにおける根幹技術であり、その発展を支えてきたことは言うまでもない。また、まだ見ぬ新たな技術発展に必要な技術となり得る可能性がある。そのリンク行為について、一部違法化を行うことは、表現の自由の侵害であり、インターネットの発展を阻害する。

リーチサイト「はるか夢の址」の運営者に実刑判決がなされるなど、現行法で共同正犯やほう助の位置づけで捜査や起訴が行われている。仮に、「現行法で対処出来ていない」という主張があるとすれば、法的な整備の問題よりも、警察による捜査の力量など他の問題に依存する可能性が大きい。また、海外にあるサーバーに対して実効性がないとの指摘もあり、この点、文化庁は立法の前に、さらに調査を進めるべきである。

仮に著作権法を改正するにしても以下のような要件による限定をするべきである（再掲もあり、以下は予備的な主張であることに留意）

- 客体による制限／リーチサイトの定義が曖昧であるため、客体を「原本をそのまま」「まるごと」掲載して「原作者の利益を不当に制限する」マンガ・アニメに限定するべきである（113 条第 2 項第 1 号の規定では十分ではないと考える）
- 刑事的な手続きをはじめる前に、事前の警告を与えるなどしてもなお、反復して行為が行われる場合に刑事手続きを進めるべき（途中でやめた場合も、当然、民事的な責任を免れる訳ではない）
- サイト運営について、非親告罪ではなく、親告罪とするべき

特に非親告罪とされるサイト運営者・アプリ提供者への規制については、いかなる社会的な法益を守るためのものであるかが明示されておらず、文化庁はその点を明示するべきである

(3) その他、海賊版対策全体に関して御意見があれば、記入して下さい。

「漫画村」の運営者が逮捕されるなど、実際に現行法で捜査や起訴が行われている。反作用が大きいダウンロード違法化を議論する前に、まず現行法に基づく対策努力を時間をかけて行うべきである。

特に今回の対策はダウンロード側の規制に偏っており、アップロード側を罰するやり方を先に模索するべきである。

海賊版サイトの対策は、著作権法改正だけでなく、国際的な協調やその他の対策（匿名訴訟の実現、プロバイダ責任制限法改正によるアップロード者の特定簡素化、ドメインやホスト・CDN 利用時の実名登録の厳格化、防弾ホスティング対策、アドネットワークに対する働きかけ、正規マンガ版の流通のサポート、捜査機関の高度化等）を行うべきであり、著作権法改正のみを先行して行うのではなく、総合的な対策を検討した上で、著作権法で改正すべき範囲を議論するべきである。

また、著作権法に限定して言えば、かりにフェアユースが導入されていた場合、今回のダウンロード違法化やリーチサイト規制についても、フェアユースの範囲内での利用が認められていれば、このような社会的な反対運動にならないことも想定された。併せて、フェアユースの検討も行うべきである。

今回の著作権法改正については、民間視点では、今春の著作権法の改正反対の民意が無視されたように映るものであり、まずは、文化庁自身が今春の著作権法改正についての振り返りを行い、公表することが、最低限、この議論を進めていく上でのスタートラインであると考え。特に、**前回報告書で「積極的な意見」として7つ、「慎重な意見」として3つの意見を挙げたが、実際は、全面拡大に積極的だった委員は2人だけで、違法化の範囲を限定すべきなど、消極的な意見も含めて述べた委員が9人と大勢とだったこと**

(<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1903/04/news069.html>) の点については、国民が不信感を抱いている点であることを指摘しておく。